

○建築基準法施行令第十九条第三項ただし書の規定に基づく照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準及び居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合で国土交通大臣が別に定めるもの

(昭和五十五年十二月一日)

(建設省告示第千八百号)

改正 平成一二年 五月三十一日建設省告示 第一四二一号
同 一二年一二月二六日同 第二四六五号
同 二七年 三月二七日国土交通省告示第 四四二号
同 二八年 一月二八日同 第 二五三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十九条第三項ただし書の規定に基づき、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準及び居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合で別に定めるものを次のように定める。

第一 照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準

- 一 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは中等教育学校の教室、幼保連携型認定こども園の教室若しくは保育室又は保育所の保育室にあつては、次のイ及びロに定めるものとする。
 - イ 床面からの高さが五十センチメートルの水平面において二百ルクス以上の照度を確保することができるよう照明設備を設置すること。
 - ロ 窓その他の開口部で採光に有効な部分のうち床面からの高さが五十センチメートル以上の部分の面積が、当該教室又は保育室の床面積の七分の一以上であること。
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の音楽教室又は視聴覚教室で建築基準法施行令第二十条の二に規定する技術的基準に適合する換気設備が設けられたものにあつては、前号イに定めるものとする。

第二 窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合で国土交通大臣が別に定めるもの

- 一 第一第一号に定める措置が講じられている居室にあつては、七分の一とする。
- 二 第一第二号に定める措置が講じられている居室にあつては、十分の一とする。

附 則

この告示は、昭和五十六年六月一日から施行する。

附 則 （平成一二年五月三十一日建設省告示第一四二一号）

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 （平成一二年一二月二六日建設省告示第二四六五号）

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成二七年三月二七日国土交通省告示第四四二号）

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年一月二八日国土交通省告示第二五三号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。